

## 鹿児島県出水市における 4 歳女児死亡事案における課題と対応

### 1. 事案の概要

鹿児島県出水市の住宅で同居していた 4 歳女児の頭部を殴ったとして、実母（20 歳代）の交際相手の男性（21 歳）が暴行の疑いで逮捕された。女児は 8 月 28 日に同男性が病院に搬送したが死亡。病院から警察に「風呂で溺れたという女の子が死亡した」と通報した。

死因は溺死とみられているが、暴行を受けたような痕が複数確認されている。

### 2. 児童相談所及び市の対応について課題と思われる事項

現時点において、以下のような課題があると考えられる。

#### (1) リスクについての適切なアセスメント

本事案はネグレクト事案とされていたが、リスクの高まりを示す兆候（幼児一人での夜間の頻繁な外出、転居、家族形態の変化など）を的確に把握し、これを踏まえた適時適切なアセスメントが行われていなかった。

#### (2) 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関の間でのリスク情報共有

援助方針では「継続指導」としていたが、児童相談所は主体的に本児の状況を確認していなかった。また、関係自治体との間でも「次にリスクが高まった場合には一時保護する」という援助方針が十分に共有されておらず、リスクが高まった際の迅速な一時保護につながらなかった。

### 3. 対応策

#### (1) 全国の児童相談所に対し、文書で以下のルール of 徹底を図る。

##### ① リスクについての適切なアセスメントの徹底

- ・ 転居や家族形態の変化、乳幼児が夜間の外出を繰り返すなどのリスクの高まりを示す徴候を的確に把握し、これを踏まえ、「一時保護決定に向けてのリスクアセスメントシート」の活用等により、リスクを評価すること。
- ・ リスクが高い場合には、子どもの安全確保を最優先とする観点から、躊躇なく一時保護を実施すること。

##### ② 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底

- ・ 援助方針に基づき、定期的に子ども等の状況を確認し、児童相談所において進行管理（ケースマネジメント）を適切に行い、直近の状況を踏まえ、必要に応じて援助方針の見直しを行うこと。
- ・ 児童相談所は、援助方針の内容を転居後の市町村と共有するとともに、児童相談所と市町村間で必要な情報を共有すること。

#### (2) 緊急一斉点検の実施

全国の児童相談所で継続的に指導しているネグレクトの事案について、おおむね 1 か月以内に、子どもの状況や家庭環境等の直近の状況を確認した上で、必要に応じて支援方針の見直しを行う。

## 1. 現時点で確認できている事実関係

日付	内容
2019年 3月16日	児童相談所に、虐待を疑われる通告（本児が男から顔にシャワーをかけられている動画があるとの情報）あり。
3月18日	児童相談所が、薩摩川内市及び警察とともに自宅訪問。実母と本児に面接。本児の身体確認を行い痣は確認されず。
3月19日	警察が薩摩川内市と自宅訪問。実母と本児に面接。 本児の身体状況を再確認し、痣や通報内容に沿う動画は確認されず。
3月21日 (夜間)	警察に3歳くらいの女の子が一人で泣きながら来店している旨の通報あり。 警察が本児を保護（1回目）し、実母に引き渡す。
3月22日	21日の保護に関し、警察から児童相談所に口頭で児童通告の架電。 3月22日の口頭通告に際し、3月28日付で児童相談所に児童通告書を送付、児童相談所は3月29日に受理。
3月28日 (夜間)	警察に迷い子を保護した旨の通報あり。 警察が本児を保護（2回目）し、実母に引き渡す。警察が本児の身体確認をするも痣は確認されず。 警察は4月1日付の児童通告書により本件2回目の保護に関する情報を児童相談所に提供。
3月29日 (夜間)	警察に女の子を保護している旨の通報あり。 警察が本児を保護（3回目）し、児童相談所に架電。一時保護を要請。児童相談所は一時保護は行わない、保護者に引き渡すよう回答。警察は本児を実母に引き渡す。保護に関し電話で口頭通告。 警察は4月1日付で児童相談所に児童通告書を送付、児童相談所は4月3日に受理。
3月30日	児童相談所から実母に架電するも出ず。 その後、実母から折り返しの電話あり。実母に、今後同様のことがあれば本児を一時保護することを伝える。
4月2日 (夜間)	警察に3歳くらいの女の子を保護している旨の通報あり。 警察が本児を保護（4回目）し、児童相談所に架電。児童相談所は一時保護せず、保護者への引き渡しとなった。
4月3日	薩摩川内市が4月2日に本児が保育園入所と確認。
4月3日	児童相談所が薩摩川内市と自宅等を訪問。 本児と面接し傷・痣がないことを確認。改めて実母に今後同様のことがあれば本児を一時保護することを伝え、状況を警察と情報共有。
4月9日	要保護児童対策地域協議会でケース会議実施。

	薩摩川内市、児童相談所、警察が参加。今後、本児の安全管理ができていない状況が確認されたら一時保護する旨を共有。
4月10日	児童相談所で援助方針会議を実施。 実母によるネグレクトと決定。継続指導とする。
4月17日	児童相談所が警察に児童の処遇決定の通知書を送付。
5月13日	薩摩川内市に実母が来所。 薩摩川内市から児童相談所・出水市に、6月に出水市へ転居予定であることを連絡。
7月中旬	薩摩川内市から児童相談所・出水市・警察に、本児が保育園を退所して出水市へ転居しているようだが住民票の異動はないことを連絡。
7月30日	実母が薩摩川内市で出水市への転居届を提出。 薩摩川内市から出水市に実母が転出の手続きをしたとの連絡あり。 薩摩川内市から出水市へ移管書類を送付。
7月31日	出水市が薩摩川内市からの移管書類を受理。 本児を要保護児童対策地域協議会の管理ケースの対象とする。
7月31日	実母と本児が出水市保健担当課に来所。 本児の顔に痣あり。実母から「本児がテーブルに頭をぶつけたのでA医療機関を受診した」との話あり。
8月1日	出水市保健担当課がA医療機関に本児の受診状況確認。 A医療機関が出水市保健担当課に「7月22日に本児が受診。実母は『テーブルで頭をぶつけて吐いた』と説明」との情報を提供。
8月5日	出水市保健担当課にB医療機関から連絡。 本児に痣があるとの情報。
8月7日	薩摩川内署が薩摩川内市から提供を受けた本児の転居情報に基づき、出水警察署が出水市に本児等の転居事実を照会確認。情報共有、連携強化を依頼。
8月9日	出水市が児童相談所に連絡。 要保護児童対策地域協議会のケース会議の開催の必要性を打診。児童相談所からは「ケースを確認し連絡する」との回答。
8月8日、21日	出水市が自宅訪問するも不在。
8月22日、23日	出水市が実母に架電するも出ず。
8月26日	出水市が自宅訪問。 実母と本児に面会。本児の顔に痣なし。
8月28日	交際相手の男性が本児を病院に搬送。 同日、本児の死亡確認。病院から警察に「風呂場で溺れたということで搬送された女児が死亡した」と通報。 死因は溺死とみられるが、体に複数の痣あり。

8月31日	交際相手の男性を暴行容疑で逮捕。 8月27日に自宅で本児の頭を殴った疑い。
-------	--

## 2. その他

鹿児島県で検証を実施予定。

## 関係する通知

(1) リスクについての適切なアセスメントの徹底関係

## 児童相談所運営指針（抄）

（平成 2 年 3 月 5 日付け児発 133 号厚生省児童家庭局長通知）

## 第 5 章 一時保護

一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。

## 子ども虐待対応の手引き（抄）

（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）

## 第 2 章 虐待の発生を予防するために

## 2 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント

## (1) リスク要因とは

② 養育環境のリスク要因

養育環境のリスク要因としては、家庭の経済的困窮と社会的な孤立が大きく影響している。また、未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいて安定した人間関係が保てていない家庭、離婚や再婚が繰り返されて人間関係が不安定な家庭、親族などの身近なサポートを得られない家庭、転居を繰り返す家庭、生計者の失業や転職が繰り返される家庭、夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）等がリスク要因となる。

孤立した家庭は、子育ての情報を持たなかったり、情報にアクセスできない状況にあり、そのことがリスクをより高めると考えられる。

## 第 5 章 一時保護

## 4 リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断

## (1) 客観的判断の必要性

保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

表 5-1 一時保護に向けてのアセスメントシート（抄）

④ 次に何かおこれば、重大な結果が生ずる可能性が高い？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児		
<input type="checkbox"/> 生命に危険な行為		

例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、濡れさせる、( ) □性的行為に至らない性的虐待、( )	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？	□はい □いいえ
□新旧混在した傷、入院歴、( ) □過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴( ) □保護者に虐待の認識・自覚なし □保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	

図5-2 一時保護に向けてのフローチャート

(解説) (略)

B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき→次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討

## 第13章 特別な視点が必要な事例への対応

### 7 転居を繰り返す事例への対応

#### (1) 転居事例での留意点

##### ④家族構成の変化

離婚や別居、あるいは交際相手との同居、再婚、実家への転居など、転居に伴って家族構成が変化することはまれではない。家庭状況をアセスメントする際には、こうした変化を的確に把握することが不可欠である。

#### (2) 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底

### 子ども虐待対応の手引き (抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

## 第9章 在宅における援助をどう行うか

### 1 在宅援助の基本的考え方と方法

#### (6) 進行管理

②児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、援助方針会議や児童相談所内で定めた進行管理会議あるいはスーパーバイザー等の進行管理によって、定期的に状況を確認し、所内での進行管理(ケースマネジメント)を徹底しなければならない。

## 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (抄)

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

### 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

## 市町村子ども家庭支援指針（抄）

（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

### 第 2 章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務

#### 第 3 節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

##### 11. 転居への対応

###### (1) (略)

ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。さらに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも 1 か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1 か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。